

詳しい時刻表は市ホームページで確認してください

レターバス（北ルート、中央ルート）夜間運行実証実験



●問い合わせ先 企画課 企画広報班 ☎096-248-1813 ▲市ホームページ

夜間におけるニーズを検証するため、北ルートと中央ルートで実証運行を行ないます。

▶実証期間 12月1日(月)～令和8年1月30日(金) ※土日祝、年末年始の12月27日～1月4日を除く

運行ルート・時刻表(増便分)

▶北ルート(辻久保⇄光の森駅)

主なバス停	辻久保	アンビー熊本	光の森駅
光の森駅 行き	16:30	➡ 16:47	➡ 17:03
	18:04	➡ 18:21	➡ 18:37
	19:06	➡ 19:23	➡ 19:39
	19:38	➡ 19:55	➡ 20:11
	20:40	➡ 20:57	➡ 21:13
	22:14	➡ 22:31	➡ 22:47

主なバス停	光の森駅	アンビー熊本	辻久保
辻久保 行き	17:18	➡ 17:36	➡ 17:49
	18:52	➡ 19:10	➡ 19:23
	19:54	➡ 20:12	➡ 20:25
	20:26	➡ 20:44	➡ 20:57
	21:28	➡ 21:46	➡ 21:59
	23:02	➡ 23:20	➡ 23:33

▶中央ルート(ユーパレス弁天⇄光の森駅)

※群、JT前、合志市役所、アンビー熊本には止まりません

主なバス停	ユーパレス	御代志	光の森駅
光の森駅 行き	17:00	➡ 17:08	➡ 17:46
	19:01	➡ 19:09	➡ 19:47
	20:09	➡ 20:17	➡ 20:55
	21:02	➡ 21:10	➡ 21:48

主なバス停	光の森駅	御代志	ユーパレス
ユーパレス 弁天 行き	18:01	➡ 18:38	➡ 18:46
	20:02	➡ 20:39	➡ 20:47
	21:10	➡ 21:47	➡ 21:55
	22:03	➡ 22:40	➡ 22:48

▶運賃(通常の運行と同じ)

大人：150円(障がい者割引：80円)
こども(小学生以下)：80円(障がい者割引：40円)

原動機付自転車第一種(50cc以下)が対象

市制施行20周年記念ナンバープレートを交付します



●問い合わせ先 税務課 市税班 ☎096-248-1114 ▲市ホームページ

市制施行記念20周年記念事業の一環として、『20周年記念ロゴマーク』の入ったナンバープレートを交付します。今しか手に入らないナンバープレートを手に入れて、20周年の節目をみんなでお祝いしましょう。

▶対象車種

原動機付自転車第一種(50cc以下)

▶交付対象者

次のどれかに該当する人

- ・新規にナンバープレートの交付を希望する人
- ・交付済みのナンバープレートの再交付(交換)を希望する人

▶費用 無料

※交付済みのナンバープレートを紛失した人は弁償金150円が必要

▶交付開始日 11月4日(火)

▶交付場所 税務課

▶交付枚数 100枚

▼交付に必要なもの

- ・新規(本市での登録)の場合
車名・車台番号・排気量・型式が分かる書類、届出者の本人確認書類、販売・譲渡証明書 など
- ・再交付(交換)の場合
交付済みナンバープレート、届出者の本人確認書、標識交付証明書

▶注意事項

- ・ナンバーは選べません
- ・再交付した場合はナンバーが変わります
- ・なくなりしだい配付終了します

限定100枚

20周年記念
ロゴマーク入り



『行政事務標準文字』導入

合志市が使う『文字』が変わります

●問い合わせ先 標準化に関すること 企画課 デジタル化推進班 ☎096-248-1977
文字・コンビニ交付に関すること 市民課 戸籍住民班・市民窓口班 ☎096-248-1113

本市では、国が進める『地方公共団体情報システムの標準化』の取り組みに合わせ、令和7年11月25日以降、市役所のシステムで使用する一部業務^(※1)の文字を『行政事務標準文字』として統一します。

1. 『行政事務標準文字』って何

『行政事務標準文字』とは、全ての自治体が同じ文字を使うことによって効率的な行政サービスの実施や大規模災害への迅速な対応ができるよう、戸籍や住民票で使用されている標準的な文字を基にデジタル庁が作成したものです。

2. 何が変わるの、市民生活への影響は

文字の形が一部変わることがあります

住民票や各種証明書、市が発行する書類に記載する名前や住所の文字の形が、一部これまでのものと変わる可能性があります。デザイン(字形)が変わるもので、漢字の骨組み(意味や読み方)自体は変わりません。

字体(骨組み)は同じだが、
字形(デザイン)が変わる例

硬 ➡ 硬 文字構成要素の
大きさの違い
雪 ➡ 雪 文字構成要素内の
画の長さの違い
湾 ➡ 湾 文字構成要素内の
曲げ止めと曲げ跳ねの違い
空 ➡ 空 文字構成要素内の
画と画の接触、非接触の違い

3. 今までの漢字は使えなくなるの

この『行政事務標準文字』は、市のシステムで発行する書類などで使用されるものです。

手書きの書類などで市民の皆さんが『行政事務標準文字』を使わなければならない、ということはありません。

また、戸籍の附票、戸籍に記載している文字は、これまでと同じ文字を引き続き使います。

行政事務標準文字について
詳しくはデジタル庁ホームページへ▶



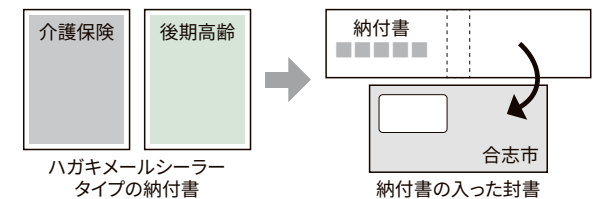
4. 文字以外の影響は

『地方公共団体情報システムの標準化』により変更することは以下のとおりです

(1) 介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付書の様式が変わります

これまでハガキでお送りしていた納付書は、令和7年12月分からは封筒に入れて郵送するようになります。お支払い方法や場所はこれまでと変わりません。

なお、口座振替や年金天引きをご利用の人は、この変更による影響はありません。



(2) 各種証明書や書類の様式が変わります

国が示す新しい基準に合わせ、一部の証明書や申請書などの様式が変更になる場合があります。

(※1) 対象システム 以下の20業務のシステム

①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金
(④戸籍の附票、⑪戸籍は、従来の文字を保持し続けます)

コンビニ交付サービスを休止します

システム切り替えに伴い、以下の期間コンビニ交付サービスが利用できなくなります。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

休止期間(予定)
11月25日(火)～12月2日(火)まで

※期間が変更になる場合もありますので、最新の情報は市ホームページをご確認ください

その他詳しくは
市ホームページへ▶

